

大気汚染防止法及び大阪府生活環境の 保全等に関する条例について

令和 8 年 9 月 28 日

大阪府 環境農林水産部 環境管理室
事業所指導課 大気指導グループ



大阪府

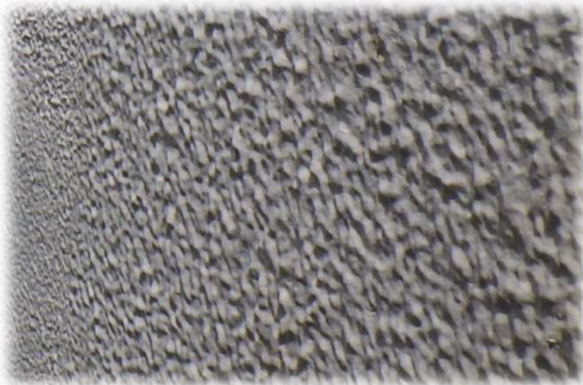
(1) 規制対象

全ての石綿含有建築材料

- ・吹付け石綿（レベル1）
- ・石綿含有断熱材（レベル2）
- ・石綿含有保温材（レベル2）
- ・石綿含有耐火被覆材（レベル2）
- ・石綿含有仕上塗材（レベル3相当）
- ・石綿含有成形板等（レベル3）



吹付け石綿



石綿含有仕上塗材



石綿含有成形板等



石綿含有保温材

(2) 事前調査の対象

建築物や工作物の解体・改造・補修工事を行う場合、事前調査が必要

※電動工具等を用いて壁面等に穴をあける作業についても
事前調査が必要！



事前調査が不要である工事例

- ・ 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。
- ・ 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業、既存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。

(3) 事前調査の方法

①書面調査及び現地での目視調査

書面調査

- ・ 建築物等の設置の工事に着手した日
- ・ 使用されている建材の種類
- ・ 石綿含有建材データベース等を使用して石綿含有有無の確認

H18.09.01以後に設置の工事に着手した建物は、
現地での目視調査不要。

目視調査

- ・ 設計図書と異なる点がないかを確認
- ・ 建築材料に印字されている製品名や製品番号等の確認
- ・ 石綿を含有する可能性のある建材の特定
- ・ 石綿含有の有無が不明で、分析を行う場合は建材の採取

(3) 事前調査の方法

②分析調査

①の書面及び目視調査で、石綿含有の有無が把握できない場合

- ・ **分析調査を実施※1**

もしくは

- ・ **「石綿含有あり」とみなして適正な飛散防止措置をとる※2**
(この場合分析調査は不要)

※1 適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として、厚生労働大臣が定めるものに行わせなければなりません。

※2 令和3年4月以降、レベル1の吹付け石綿等も含め、**全ての建材について石綿含有ありとみなすことが可能**になりました。



(4) 事前調査の義務を負う者

事前調査の義務は、
元請業者等（元請業者又は自主施工者）にあります！

調査漏れがないか、調査が適切な手法で行われているかを確認

※過去の調査結果が現行法の規定に従ったものであれば、
根拠資料として活用可能

(参考) 石綿含有製品の石綿含有率の定義

昭和50年10月1日以後	平成7年1月26日以後	平成18年9月1日以後
5重量%超	1重量%超	0.1重量%超

過去の調査結果で石綿含有「なし」と記載

→現行の基準では石綿含有「あり」となる場合があるので要注意！

(5) 事前調査を実施する者

建築物については調査者等による事前調査が義務化されました。

(令和5年10月)

調査者等

- ・ 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者
(一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る)
- ・ 令和5年10月以前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者



★調査者等による調査を要しないもの

- ・ 解体等工事に係る建築物の設置の工事に着手した日に関する書面調査
- ・ 個人（自主施工者）が改修作業を行う場合であって床、壁、天井等への家具の固定のための穴あけ等の軽微な工事に係る事前調査

(6) 工作物の調査者等による事前調査の義務化

(令和8年1月1日から)

工作物に係る解体等工事を行う場合について、一部を除き**有資格者による調査が義務付けられています**。

区分	対象工作物	調査者の種類	事前調査報告の要否(※2)
特定建築材料が使用されているおそれ大きいものとして環境大臣が定める工作物(特定工作物) (令和2年10月7日環境省告示第77号)	反応槽、加熱炉、ボイラー及び压力容器、配管設備、焼却設備、貯蔵設備、発電設備、変電設備、配電設備、送電設備	工作物石綿事前調査者	要
	煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物に該当するものを除く。)	工作物石綿事前調査者 一般建築物石綿含有建材調査者 特定建築物石綿含有建材調査者 同等以上の能力を有すると認められる者	要
その他の工作物	上記以外の工作物 (塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業(※1)を伴うもの)		不要
	上記以外	資格不要	不要

※1 塗料の剥離、補修された耐火モルタルや下地調整材などを使用した基礎の解体等を行う場合

※2 令和8年1月より前でも義務

(6) 工作物の調査者等による事前調査の義務化

(令和8年1月1日から)

特に注意が必要な設備その1 【空調・照明設備】

対象		例	区分	調査者の種類	事前調査報告の要否
特定工作物(※1)に付属するもの		・ボイラーに付属している照明設備 ・発電設備のみに空調を行っている空調設備	特定工作物	工作物石綿事前調査者	要
建築設備(※2)に該当するもの		・ビルに設けられている空調・照明設備	建築物	工作物石綿事前調査者 一般建築物石綿含有建材調査者 特定建築物石綿含有建材調査者 同等以上の能力を有すると認められる者	要
上記以外	塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業を伴うもの	・街灯の塗装を剥離する作業	その他の工作物(石綿材料の除去作業を伴うもの)		不要
	上記以外	・街灯を上から塗装する作業	その他の工作物	資格不要	不要

※1 ①反応槽、②加熱炉、③ボイラー及び圧力容器、④配管設備、⑤焼却設備、⑥煙突、⑦貯蔵設備、⑧発電設備、⑨変電設備、⑩配電設備、⑪送電設備、⑫トンネルの天井板、⑬プラットホームの上家、⑭遮音壁、⑮軽量盛土保護パネル、⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い

※2 建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等

(6) 工作物の調査者等による事前調査の義務化

(令和8年1月1日から)

特に注意が必要な設備その2【配管設備】

対象		区分	調査者の種類	事前調査報告の要否
下水道管		特定工作物	工作物石綿事前調査者	要
上水道管	塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業を伴うもの	その他の工作物(石綿材料の除去作業を伴うもの)	工作物石綿事前調査者 一般建築物石綿含有建材調査者 特定建築物石綿含有建材調査者 同等以上の能力を有すると認められる者	不要
	上記以外	その他の工作物	資格不要	不要

【確認時における注意点】

- 管材のほか、フランジやバルブなどの箇所に、ガスケットやパッキンといった石綿を含有している資材(シール材関係)が使用されている可能性がある。
- 配管廻りに石綿含有の保温材が施工されている場合がある。

(7) 事前調査の記録等

①事前調査の記録の作成

工事の概要、事前調査の方法、調査結果や判断根拠、事前調査実施者の氏名等を記録

②発注者へ事前調査結果を説明

①の記録をもとに事前調査結果の書面を作成し、
発注者へ書面により事前調査結果を報告

★事前調査結果書面の記載事項はスライド9を参照



③記録・書面の保存、写しの備え付け

①の記録と②の書面（写し）を工事現場に備え付け、**3年間保存**

事前調査の結果、**石綿含有建材が無い場合についても事前調査の記録等（①～③）を実施する必要があります！**

(8) 事前調査結果書面の記載事項

〈法〉

- 事前調査の結果
- 建築物等のその部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- 特定粉じん排出等作業の種類
- 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- 特定粉じん排出等作業の方法
- 特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由
- 事前調査を終了した年月日
- 事前調査の方法
- 施行規則第16条の5第二号に規定する調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が同号に規定する環境大臣が定める者に該当することを明らかにする事項
- 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- 特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

〈条例〉

- **建築物等の階、部屋及び部位ごとの特定建築材料の使用の有無**
- **大気中石綿濃度測定計画**（測定義務がかかる工事に限る）

（９）事前調査結果書面の説明時期

〈法〉

解体等工事の開始の日まで（**レベル１・レベル２建材の除去工事に該当する場合**、特定粉じん排出等作業の14日前まで）

〈条例〉

解体等工事の開始の日まで（**特定粉じん排出等作業に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の14日前まで**）

(10) 事前調査結果書面（記録）の現場備え付け

事前調査結果書面（事前調査の記録）を**現場事務所や
掲示板の近く**に備え付ける必要があります。（3年間保存）

現場備え付けの理由

- ・ 関係下請負人の誰もが閲覧できるようにするため。
- ・ 周辺住民等が閲覧できるようにするため。



(11) 事前調査結果の掲示

石綿の有無に関わらず、全ての解体等工事で掲示が必要

様式例

石綿に関する事前調査の結果について

大気汚染防止法第18条の15第5項、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の3第4項、石綿障害予防規則第3条及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿暴露防止に関する技術上の指針の規定により、当該建築物等の特定建築材料の有無を調査した結果を以下のとおりお知らせします。

事業場の名称	〇〇〇〇解体工事		
解体等工事期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日	発注者又は自主施工者の氏名及び住所	〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇市〇〇△△1丁目5-3
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日	元請業者の氏名及び住所	△△建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 △△市〇〇△△3丁目2-1
調査終了年月日	令和〇〇年 〇月 〇日	元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	△△建設株式会社 □□ □□ ××—××××××—××××
看板表示日	令和〇〇年 〇月 〇日	事前調査・試料採取を実施した者の氏名、住所、登録番号	特定建築物石綿含有建材調査者(〇〇〇〇) △△建設株式会社 □□ □□ △△市〇〇△△3丁目2-1
調査箇所	建築物全体(1階～3階)	分析を実施した者の氏名、住所、登録番号	〇〇環境分析センター □□ □□ 〇〇市△△△△1丁目1-1 (〇〇〇〇)
調査方法	書面調査、現地調査、分析調査	石綿含有なしの判断根拠	1～3階 ビニル床タイル③ 1～3階 ケイ酸カルシウム板④ 外壁 仕上塗材③
調査結果 (石綿の種類及び含有率)	1階 機械室 吹付け石綿 (クリンタイル 10%)	その他事項	【石綿含有なしの判断根拠】 ① 設計図面 ② 材料の製造年月日 ③ 分析 ④ 材料製造者による証明



大きさはA3判以上

【設置場所】 周辺住民及び作業者の両方が見やすい場所

【掲示期間】 解体等の作業の開始から終了まで

※石綿含有建材の除去等作業を行う場合は、作業方法等の必要事項も併せて掲示する必要があります。(スライド24参照)

(12) 事前調査結果の自治体への報告

報告の対象

- ・ 建築物の解体作業で、工事の対象となる建物の
床面積の合計が80m²以上であるもの
- ・ 建築物・工作物※の改修作業で、工事の**請負代金の合計が
100万円以上**であるもの
(材料費、消費税を含み、事前調査の費用は除外)

※工作物は環境大臣が定めるもの（令和2年環境省告示第77号）

報告者

元請業者又は自主施工者

**※上記の報告対象外であっても、解体等工事を行う際には
事前調査が必要！**

(12) 事前調査結果の自治体への報告

報告時期

事前調査実施後、**速やかに**報告
(遅くとも工事に着手する前までに)

報告方法

1 .gBizIDの取得

パソコン・スマートフォン等を用いた電子報告（紙での提出も可）

【gBizID】 <https://gbiz-id.go.jp/>

2 .石綿事前調査結果報告システムへ

アクセスし、取得したgBizIDで
ログイン後、報告

【石綿事前調査結果報告システム】

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

元方（元請）事業者情報

事業者の名称 必須 例) 厚労建設株式会社東京支店
全角（半角は英字のみ可）

代表者氏名 例) 東京支店長 石綿 太郎
全角（半角は英字のみ可）

事業者の住所

郵便番号 必須 123 1234 検索する 郵便番号が不明な方はこちらへ
半角

都道府県・市区町村名等 必須 例) 東京都千代田区
全角

住所（続き） 例) 森ヶ岡 1-23-4 厚労ビル4F
全角

電話番号（ハイフンなし） 必須 例) 0312341234
半角

メールアドレス 半角

③事前調査結果の入力
③申請（確認）
下書き保存
トップ画面に戻る

(13) 報告時に注意いただきたい内容①

●自由記載欄に記載がない。

大阪府内の工事では「**石綿含有建材の種類ごとの使用面積**」について記載をお願いしています。石綿含有建材がある場合、**自由記載欄にご入力**をお願いします。

※画面イメージ

吹付け石綿	○○ m 2
石綿含有断熱材	○○ m 2
石綿含有保温材	○○ m 2
石綿含有耐火被覆材	○○ m 2
石綿含有仕上塗材	○○ m 2
石綿含有成形板等	○○ m 2

※文字は全角入力です。
(例：m²→m 2 と記載)

(13) 報告時に注意いただきたい内容②

●**全ての建材に「無」のチェックが入っている。**

解体・改修の対象となる建材が存在する場合に、当該建材についての結果を入力してください。

当該材料があり、解体又は改修の対象だが、石綿は無い場合
⇒**石綿含有「無」を選択**

当該材料がない又は解体・改修の対象外の場合
⇒**当該建材の入力は不要（空欄で結構です）**

誤った例

全てに「無」のチェックが入っている

吹付け材	
石綿含有の有無 ?	☐ 有 ☐ みなし ☒ 無
含有無しと判断した根拠	☒ 1: 目視 ☐ 2: 設計図書 (4を除く。) ☐ 3: 分析 ☐ 4: 建築材料等の製造者による証明 ☐ 5: 建築材料等の製造年月日
保温材	
石綿含有の有無 ?	☐ 有 ☐ みなし ☒ 無
含有無しと判断した根拠	☒ 1: 目視 ☐ 2: 設計図書 (4を除く。) ☐ 3: 分析 ☐ 4: 建築材料等の製造者による証明 ☐ 5: 建築材料等の製造年月日
煙突断熱材	
石綿含有の有無 ?	☐ 有 ☐ みなし ☒ 無
含有無しと判断した根拠	☒ 1: 目視 ☐ 2: 設計図書 (4を除く。) ☐ 3: 分析 ☐ 4: 建築材料等の製造者による証明 ☐ 5: 建築材料等の製造年月日

(13) 報告時に注意いただきたい内容③

●アスベスト含有無しの根拠が目視のみ

アスベスト含有無しと判断される際は、目視だけでなく、設計図書や建築材料の製造年月日等の他の根拠を記入してください。

とりわけ、吹付け材（レベル1）や保温材（レベル2）について、目視以外の根拠の記入の徹底をお願いします。

アスベスト含有なしの根拠を **目視のみでチェックしている** 例

吹付け材		[無]	▼
石綿含有の有無 ?	☐ 有 ☐ 有とみなす ☒ 無		
含有無しと判断した根拠	☒ 1: 目視 ☐ 2: 設計図書（4を除く。） ☐ 3: 分析 ☐ 4: 建築材料等の製造者による証明 ☐ 5: 建築材料等の製造年月日		

(13) 報告時に注意いただきたい内容④

●事前調査を実施した者の記入がない。

事前調査を実施した者の入力が必要です。

(令和8年1月から特定工作物について必要です)

事前調査を実施した者	
氏名?	例) 事前 一郎 全角 (半角は英字のみ可)
講習実施機関の名称?	〇〇センター、〇〇協会〇〇〇県支部、日本アスベスト調査診断協会 など 全角
事前調査を行った者が受講した建築物石綿含有建材調査者講習登録の区分?	☐ 一般 ☐ 特定 ☐ 一戸建て等 ☐ その他

ただし、書面調査により、**新築工事の着工日**が平成18年9月1日以降であることが明らかな場合は、入力不要です。

(14) 作業計画の作成

特定粉じん排出等作業について作業計画の作成が必要【法】 (元請業者等)

作業計画の項目

工事の概要

石綿含有建材除去等作業

石綿飛散防止措置

工事の工程表

施工体制

安全衛生

作業計画の現場備え付け

手順等の見直しがあれば適宜計画の修正が必要

下請負人への説明

石綿の除去等作業を他の者（下請負人）に請け負わせる
ときは、石綿の除去等作業の方法等の説明が必要

(15) 特定粉じん排出等作業実施届出書

〈法〉

届出対象建材

- ・ 吹付け石綿（レベル 1）
- ・ 石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材（レベル 2）

〈条例〉

石綿含有成形板等の合計の使用（除去）面積が1,000 m²以上

石綿含有仕上塗材の使用（除去）面積が1,000 m²以上

作業開始日の14日前までに提出が必要（発注者）

注）大気汚染防止法では発注者に届出の義務があります

(16) 石綿濃度測定計画届出書

法届出対象の石綿含有建材（レベル2建材のかき落とし等以外の作業は除く）の使用面積が50m²以上の場合【条例】

- 特定粉じん排出等作業実施届出書とあわせて**石綿濃度測定計画届出書**の提出が必要

測定時期	測定回数	測定場所
作業開始前	1 回	周辺 1 方向 (最も高濃度が予想される場所)
作業期間中	1 回以上 (特定粉じん排出等作業の日数が 6 日までごと)	周辺 4 方向 (各方向で最も高濃度が予想される場所を含む)
作業完了後	1 回	周辺 1 方向 (作業中最も高濃度であった場所)



※測定時間：2 時間以上 4 時間以下（平成29年 6 月 1 日～）

- 測定結果については発注者へ報告し、3 年間の保存が必要
測定結果を特定粉じん排出等作業の完了報告書へ添付すること

(17) 作業内容等の揭示項目

〈法〉

- 発注者の氏名（名称）、住所、連絡先（法人の場合は、代表者の氏名）
- 元請業者の氏名（名称）、住所、連絡先（法人の場合は、代表者の氏名）
- 元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 作業の実施期間、方法
- 法の届出年月日、届出先（届出対象工事の場合に限る）

〈条例〉

- 条例の届出をした年月日及び提出先
- 法又は条例の届出の受理番号
- 下請負人の氏名又は名称、住所、連絡場所、代表者名
- 下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 石綿飛散防止措置の内容
- 石綿濃度の測定計画

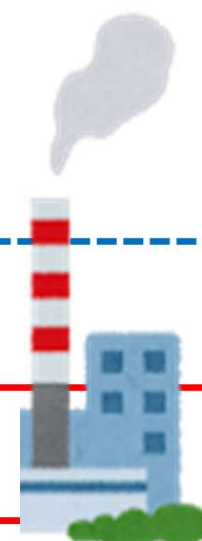
(18) 作業基準（レベル1、2 建材）

〈法〉

- ① 隔離養生、前室の設置
- ② 集じん・排気装置の設置
- ③ 除去作業初日に作業開始前の集じん・排気装置の点検、確認
- ④ 作業開始前及び中断時の作業場内及び前室の負圧確認
- ⑤ 薬液等による湿潤化
- ⑥ 除去作業初日の作業開始後、集じん・排気装置の位置を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合に集じん・排気装置の正常稼働の確認
- ⑦ 除去面への飛散防止剤散布、清掃その他の特定粉じんの処理、飛散するおそれがないことの確認

〈条例〉

- 排水の処理



(19) 作業基準 (レベル2 建材かき落とし等以外の作業)

〈法〉

- ① 隔離養生（負圧不要）
- ② 薬液等による湿潤化
- ③ 除去面への飛散防止剤散布、清掃その他の特定粉じんの処理

〈条例〉

- 排水の処理

(20) 作業基準（石綿含有仕上塗材等）

〈法〉

- ① 薬液等による湿潤化
- ② 電気グラインダーその他の電動工具を使用
 - ②－(1) 隔離養生（負圧不要）
 - ②－(2) 薬液等による湿潤化
- ③ 清掃その他の特定粉じんの処理



〈条例〉

- 飛散防止幕の設置 ※
- 排水の処理

※防音シートなど通気性のないシートが該当します。

(20) 作業基準（石綿含有仕上塗材等）

●除じん性能を有する電動工具を用いる場合【法】

除じん性能を有する電動工具を使用する場合、除去する特定建築材料の薬液等による湿潤化と同等以上の効果を有する措置とすることが可能。

「除じん性能を有する」とは、JIS Z 8122を満たす**HEPAフィルタ**又はこれと同等以上の性能を有するフィルタを備えた集じん機を用いることが含まれる。

※ただし、**基本的に石綿含有成形板等は切断、破砕等することなく取り外す必要があり、除じん性能を有する電動工具による切断等を推奨するものではない**ことにご留意ください。

(20) 作業基準（石綿含有仕上塗材等）

●十分な集じん機能を有する集じん装置付きの電動工具を用いる工法【法】

⇒湿潤化及び隔離養生と同等以上の効果を有する措置とする。

【十分な集じん機能を有する集じん装置とは以下の要件】

- ・ 集じん装置を備えたカバー付きの工具であること
- ・ 集じん装置はHEPA フィルタを有し、集じんだ石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しないこと
- ・ 当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中の作業場所の総繊維濃度が0.15 本/cm³（作業環境の石綿管理濃度）を下回ることが示されていること

※条例で規定している飛散防止幕は、これらの工具を用いた場合でも原則として必要になりますのでご注意ください。

(21) 作業基準（石綿含有成形板等）

〈法〉

- ① 原形のまま取り外し
- ② 破砕等を伴う場合、薬液等による湿潤化
- ③ ケイカル板第1種で破砕等を伴う場合
 - (1) 隔離養生（負圧不要）
 - (2) 薬液等による湿潤化
- ④ 清掃その他の特定粉じんの処理



〈条例〉

- 飛散防止幕の設置
- 除去後の建材の切断時における集じん機を備えた切断機の使用
- 除去建材の破砕の禁止
- 排水の処理

(22) 工事施工境界基準

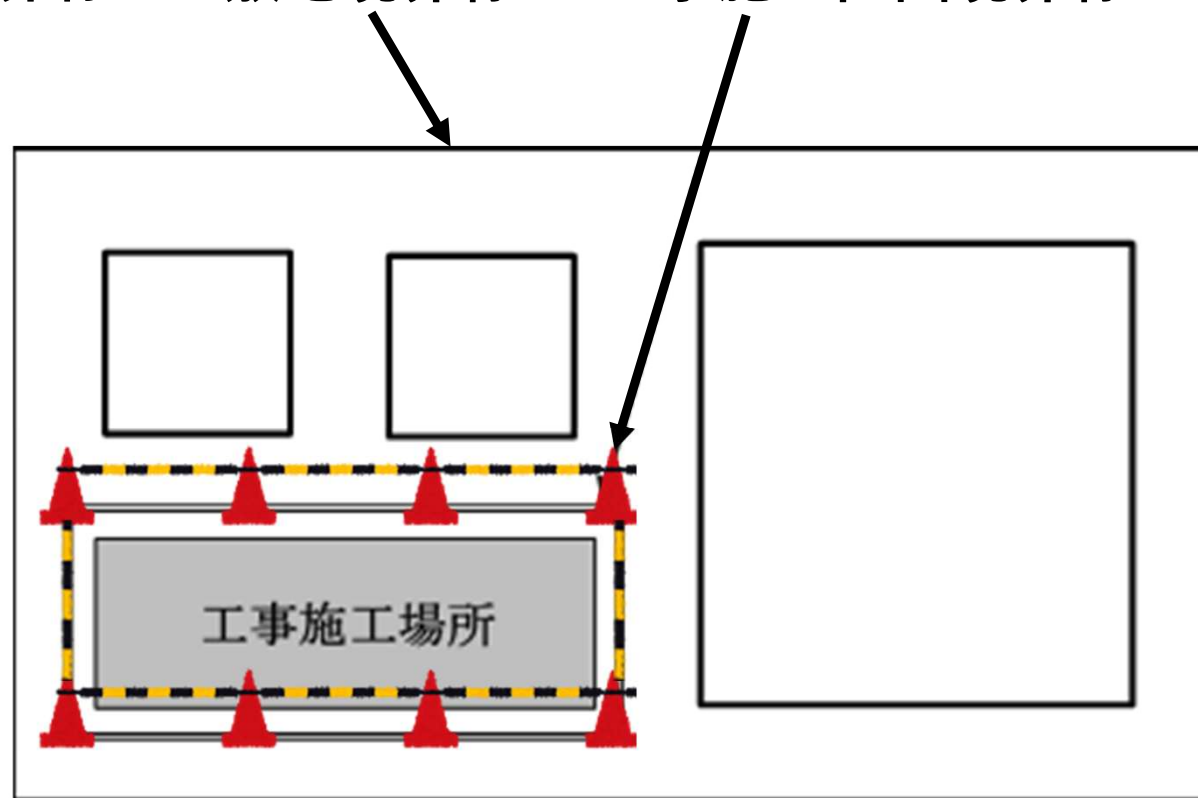
特定粉じん排出等作業に係る請負人が、作業を行うために
専有した区画（工事施工区画）との境界における規制基準【条例】

⇒ 工事施工境界基準：10本/L以下

工事施工区画境界線＝敷地境界線

敷地境界線

工事施工区画境界線



(23) 作業の記録、記録の保存

特定粉じん排出等作業の内容等を記録し、保存する必要があります。（電子データでも可能）

作業の実施者が日々作業記録を作成

- ・ 記録の実施者：元請業者、自主施工者、下請負人
- ・ 保存期間：**工事終了後まで保存**
- ・ 記録事項：特定粉じん排出等作業の実施状況

下請負人が作成した作業記録を基に、元請業者等は計画通り作業が行われているかを日々確認し、作業記録を作成

- ・ 記録の実施者：元請業者、自主施工者
- ・ 保存期間：**工事終了後 3 年間**
- ・ 記録事項：工事概要や特定粉じん排出等作業の実施状況等

★記録事項の詳細は、環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和8年2月）」P.232を参照

(24) 発注者への報告

除去等作業の終了後、その結果を発注者に書面で報告し、作業の記録とあわせて書面の写しを3年間保存する必要があります。（元請業者）

〈報告項目〉

① 特定粉じん排出等作業の概要

- ・ 対象建築物の名称及び所在地
- ・ 元請業者(法人名及び代表者名)、除去等作業を行った者(下請負人)
- ・ 作業の概要

② 石綿含有建材の取り残しがないことの確認

- ・ 確認年月日、確認結果、確認者の氏名
- ・ 確認者の講習実施機関の名称

③ 特定粉じん排出等作業の完了

- ・ 完了年月日

④ 申し送り事項

- ・ 異常時の対応、計画と異なった場合はその措置内容



本日のまとめ ～発注者の義務～

●設計図書等の保管と情報提供

事前調査が正確かつ円滑に実施されるよう、元請業者への必要な情報提供に努めてください。

●作業計画の十分な検討と適切な契約締結

施工業者が作業基準等を遵守できるような内容（施工方法や工期、工事費等）で、請負契約を締結するようにしてください。

●事前調査結果書面の保存（3年間）

元請業者から説明を受けた事前調査書面は、3年間保存する義務があります。

●特定粉じん排出等作業実施届出書※の提出

届出対象工事に該当する場合は、作業開始の14日以上前までに、所管自治体へ届出を提出してください。

※ 届出書については発注者に義務がございます

本日のまとめ ～元請業者の義務～

- 事前調査を漏れのないように実施
- 事前調査結果を書面にして発注者に交付・説明
- **事前調査結果書面を現場におき、閲覧に供するため備え付け**
- 事前調査結果をシステム等で行政へ報告
- **事前調査結果掲示板(石綿含有建材があれば作業内容も)を設置**
- 石綿含有建材がある場合、**作業計画書を作成し現場に備え付け**
- 石綿含有建材がある場合、**作業基準に従って除去を実施**

(参考) アスベストに関する資料

名 称	公布・更新日等
大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について (環境省水・大気環境局長) https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf	・ 令和2年11月30日付け、 環水大大発第2011301号
大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について (環境省水・大気環境局大気環境課長) https://www.env.go.jp/content/000142174.pdf	・ 令和5年6月23日付け、 環水大大発第2306231号
特定粉じん排出等作業における除じん性能を有する電動工具の使用について (環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室長) https://www.env.go.jp/content/000212534.pdf	・ 令和6年2月29日付け、 環水大環発第2402284号
建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル (厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課) https://www.env.go.jp/air/asbestos/202402zenbun.pdf	・ 令和3年3月 (令和6年2月訂正事項を反映)

(参考) アスベストに関する資料

名 称

資 料

大阪府HP 石綿（アスベスト）対策

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/asbestos/>



災害時にアスベストを飛散させないために

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/980/saigaizi_0510.pdf

災害時にアスベストを飛散させないために

災害時には、アスベストが使用されている建築物の被害により、アスベストが飛散し、健康被害や環境汚染の恐れがある。アスベストが飛散しないよう、被害発生時の対応を事前に確認しておくことが重要である。

【対策の概要】
 建築物のアスベストの飛散防止対策として、アスベストの飛散防止対策を実施する。具体的には、アスベストの飛散防止対策として、アスベストの飛散防止対策を実施する。

【対策の実施方法】
 1. アスベストの飛散防止対策を実施する。具体的には、アスベストの飛散防止対策として、アスベストの飛散防止対策を実施する。

【対策の効果】
 アスベストの飛散防止対策を実施することで、アスベストの飛散防止対策を実施する。具体的には、アスベストの飛散防止対策として、アスベストの飛散防止対策を実施する。

大阪府の石綿独自規制に関するチラシについて

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/981hudokujikisei_250318.pdf

大阪府の石綿独自規制に関するチラシについて

大阪府では、石綿の飛散防止対策として、独自の規制を実施している。この規制は、石綿の飛散防止対策として、独自の規制を実施している。

【規制の概要】
 1. 石綿の飛散防止対策を実施する。具体的には、石綿の飛散防止対策として、石綿の飛散防止対策を実施する。

【規制の実施方法】
 1. 石綿の飛散防止対策を実施する。具体的には、石綿の飛散防止対策として、石綿の飛散防止対策を実施する。

【規制の効果】
 石綿の飛散防止対策を実施することで、石綿の飛散防止対策を実施する。具体的には、石綿の飛散防止対策として、石綿の飛散防止対策を実施する。



ご清聴ありがとうございました